

## 第3章 災害通信情報計画

防災気象情報の伝達及び収集、災害応急対策に必要な指揮命令の伝達について、次のように定める。

### 第1節 防災気象情報の伝達計画

防災気象情報及び火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法(昭和27年法律第165号)、水防法(昭和24年法律第193号)の規定に基づき行うもので、防災気象情報の種類、発表基準、発表方法、伝達方法等は次によるものとする。

#### 第1 気象情報等

##### 1 地方気象情報、府県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する情報。

##### 2 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。

##### 3 記録的短時間大雨情報

府県予報区内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する情報。

##### 4 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に発表する情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については、竜巻発生ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

#### 第2 防災気象情報の種類及び発表基準

##### 1 気象警報等発表区域の種類

府県予報区	石狩・空知・後志地方
一次細分区域	空知地方
二次細分区域	奈井江町
市町村等をまとめた地域	中空知

##### 2 気象等に関する特別警報の種類及び発表基準

警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され、重大な災害が起こるおそれが著しく大き

い場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される。

なお、北海道内では、平成26年9月に石狩・空知・胆振地方で大雨特別警報（土砂災害・浸水害）が発表されている。

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風雪が吹くと予想される場合	

※1 「大雨」は、水防活動用気象警報を兼ねる。

※2 府県予報区程度の広がり、50年に一度の値となる現象を特別警報の対象とするため、個々の市町村で、50年に一度の値となることのみで、特別警報となるわけではないことに留意する。

### 3 防災気象情報と警戒レベル

警戒レベル	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)		
	洪水に関する情報		土砂災害に関する情報
	水位情報がある場合	水位情報がない場合	
警戒レベル5	氾濫発生情報	(大雨特別警報(浸水害)) ※3	(大雨特別警報(土砂災害)) ※3
警戒レベル4	氾濫危険情報	・洪水警報の危険度分布(非常に危険)	・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報(非常に危険) ・土砂災害に関するメッシュ情報(極めて危険)
警戒レベル3	氾濫警戒情報	・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布(警戒)	・大雨警報(土砂災害) ・土砂災害に関するメッシュ情報(警戒)
警戒レベル2	氾濫注意情報	・洪水警報の危険度分布(注意)	・土砂災害に関するメッシュ情報(注意)
警戒レベル1			

※1 可能な範囲で発令

※2 緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令

※3 大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報(洪水)や警戒レベル5相当情報(土砂災害)として運用する。ただし、町長は警戒レベル5の災害発生情報の発令基準としては用いない。

※4 「極めて危険」については、現行では避難指示（緊急）の発令を判断するための情報であるが、今後技術的な改善を進めた段階で、警戒レベルへの位置づけを改めて検討する。

注1）町が発令する避難勧告等は、町が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当が出されたとしても発令されないことがある。

4 気象等に関する警報発表基準

暴風（平均風速）		18 m/s
暴風雪（平均風速）		16 m/s、雪による視程障害を伴う
大雨	表面雨量指数基準	13
	土壌雨量指数基準	149
洪水	流域雨量指数基準	奈井江川流域9.7、豊沼奈江川流域9.9
	指定河川洪水予報による基準	石狩川下流〔奈井江大橋〕
大雪		12時間降雪の深さ50cm

※1 「大雨」は、水防活動用気象警報を兼ねる。

※2 「洪水」は、水防活動用気象警報を兼ねる。

5 気象等に関する注意報発表基準

風雪（平均風速）		10 m/s、雪による視程障害を伴う
強風（平均風速）		12 m/s
大雨	表面雨量指数基準	9
	土壌雨量指数基準	87
洪水	流域雨量指数基準	奈井江川流域7.7、豊沼奈江川流域7.9
	指定河川洪水予報による基準	石狩川下流〔奈井江大橋〕
大雪		12時間降雪の深さ30cm
雷		落雷等により被害が予想される場合
乾燥		最小湿度30%、実効湿度60%
濃霧（視程）		200m
霜（最低気温）		3℃以下
なだれ		①24時間降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上で、日平均気温5℃以上
低温	5月～10月（平均気温）	平年より5℃以上低い日が2日以上継続
	11月～4月（最低気温）	平年より8℃以上低い
着雪		気温0℃位で、強度並以上の雪が数時間以上継続
融雪（雨量、融雪量）		24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計が70mm以上
記録的短時間大雨情報		100mm（1時間雨量）

- ※1 「大雨」は、水防活動用気象注意報を兼ねる。
- ※2 「洪水」は、水防活動用気象注意報を兼ねる。
- ※3 「記録的短時間大雨情報」とは、大雨・洪水警報が発表されている期間中、記録的な1時間雨量を観測したときに発表される情報。
- ※4 「土壌雨量指数」は、降雨による土砂災害発生危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数である。
- ※5 「流域雨量指数」は、降雨による洪水災害発生危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数である。

#### 6 火災気象通報基準

札幌管区気象台が発表する「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。

#### 7 水位、雨量、流量状況通報（調査）要領

「第4章第9節（水防計画第4章第4節）」の水位、雨量、流量状況通報（調査）要領に定めるところによる。

#### 8 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害が発生する危険性が高まった時に、市町村長が防災活動・避難勧告等の判断や、住民の自主避難の判断の参考となるよう、総合振興局又は振興局と気象台が共同で作成し、市町村等ごとに発表する。

伝達は次の系統により行う。

### 第3 防災気象情報の伝達系統及び方法

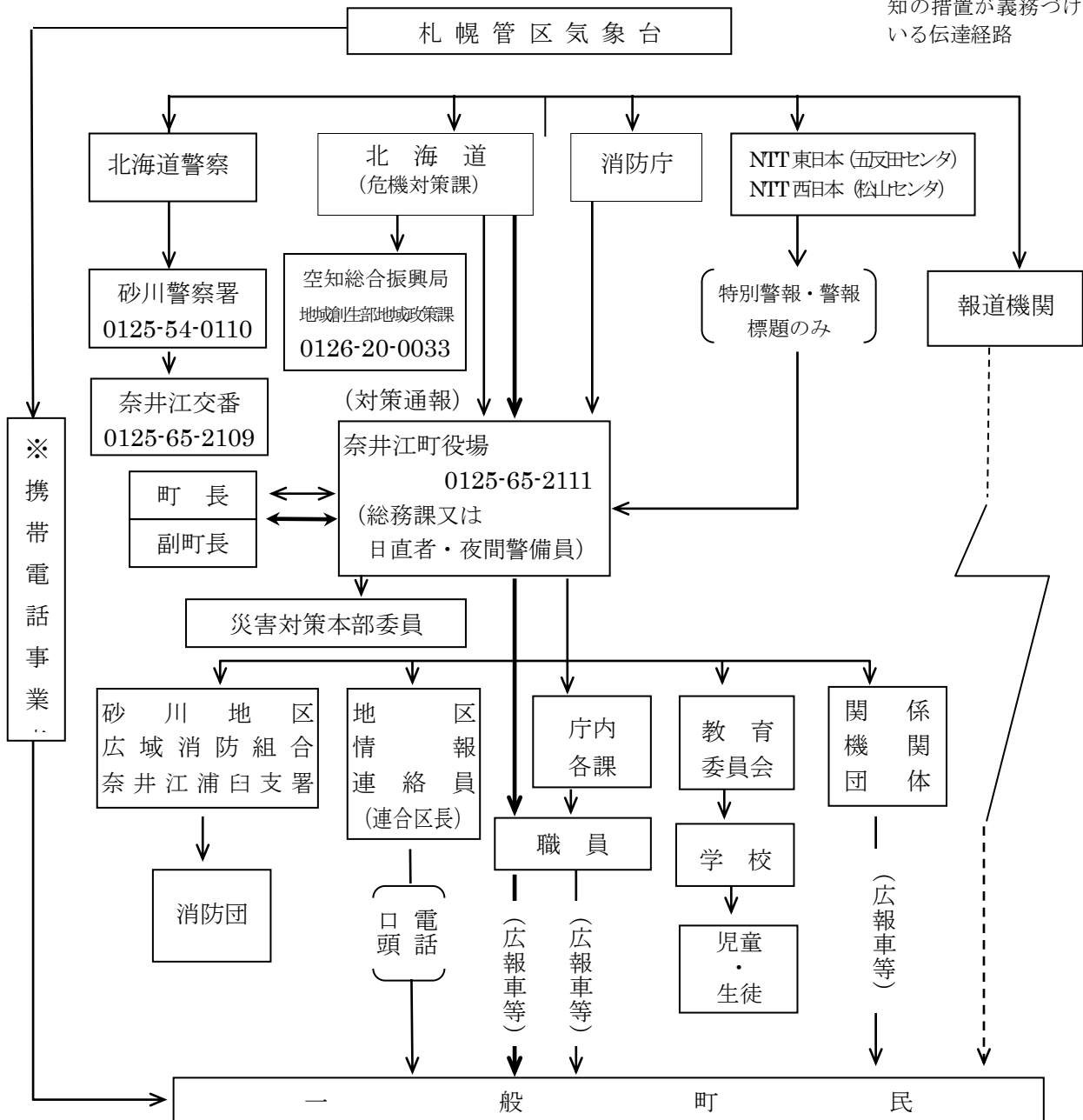
札幌管区気象台の発表する注意報又は警報の伝達は、防災気象情報伝達系統図に基づき、電話等最も有効な方法により通報し、又は伝達するものとする。

なお、気象業務法第15条の2の規定に基づき、特別警報を受けた北海道は直ちに関係市町村に通知し、北海道からの通知を受けた市町村は直ちに住民及び所在の官公署への周知の措置を講じなければならない（法定義務）。

- 1 注意報及び警報は、通常の勤務時間中は総務課が、勤務時間外は宿日直職員が受領する。
- 2 注意報及び警報を受領した場合は、気象情報受理票に記載し、直ちに総務課参事に連絡し、指示を受け、必要に応じて関係課長等に連絡するとともに、関係機関、団体、学校及び一般住民に対し、防災気象情報発表に伴う必要な事項の周知徹底を図るものとする。

防災気象情報伝達系統図

→ (太線)は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路



※緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、暴風雪、大雪）に関する特別警報が奈井江町を対象として初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

防災気象情報の伝達責任者一覧表

伝達先	伝達責任者	伝達方法	備考
庁内関係各課	総務課長	口頭、庁内放送	広報車
教育委員会	〃	電話、口頭	
砂川地区広域消防組合奈井江・浦臼支署	〃	〃	
関係機関 団体	〃	〃	
連合区長	〃	〃	
各学校	教育委員会事務局長	〃	
認定こども園	保健福祉課長	〃	

## 関係機関

名称	所在地	電話番号
空知総合振興局地域創生部 地域政策課	岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0033
札幌開発建設部岩見沢道路事務所	岩見沢市日の出北2丁目1番5号	0126-22-4000
札幌開発建設部滝川河川事務所	新十津川町字中央89番地	0125-76-2211
空知総合振興局札幌建設管理部 滝川出張所	滝川市流通団地3丁目1番5号	0125-22-3434
札幌管区气象台	札幌市中央区北2条西18丁目2	011-611-0170
砂川警察署	砂川市東2条南5丁目1番1号	0125-54-0110

- 3 夜間、休日等において宿日直職員が防災気象情報を受けたときは、気象情報受理票に記載するとともに、次に掲げる警報については、総務課長（不在のときは、防災交通係長）に連絡し、当直明けの際に気象情報受理票を提出するものとする。

## ア 気象警報（特別警報を含む）

暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水

## イ 各種警報

水防

## ウ その他

気象注意報及び各種注意報で府県気象情報の伴うものについては、直ちに総務課長（不在のときは、防災交通係長）に連絡するものとする。

気象注意報及び各種注意報で情報の伴わないものについては、当直明けの際、気象情報受理票を総務課長に提出するものとする。

様式 1

気象情報受理票

年 月 日		午前 午後	時 分	連絡 電話、電報、無線
発信者		受信者		印
気象情報 の種類		発表時刻	午 前 午 後	時 分
受 理 事 項				
処 理 方 法				

## 第2節 災害通信計画

### 第1 平時における防災関係機関等の情報交換及び情報伝達体制の整備等

#### 1 防災会議構成機関

- (1) 情報等の収集及び連絡を迅速、かつ、的確に行うため、気象等特別警報・警報・注意報及び災害情報等の取扱い要領を定め、災害発生時に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定めるものとする。
- (2) 情報に関し必要とする資料その他を積極的に防災会議構成員間で共有するとともに、地域防災計画に掲載するよう努める。
- (3) 災害の予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を必要とする機関に提供するとともに、これら情報の多角的な活用に向け、関係機関は情報を共有化するため通信ネットワークのデジタル化を推進するものとする。

#### 2 町及び防災関係機関

- (1) 高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮したわかりやすい情報伝達と、避難行動要支援者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、帰宅困難者等情報が入り困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。
- (2) 被災地における情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うための通信手段の多重化・多様化に努めるものとする。

特に、被災者等への情報伝達手段として、無線通信システムの整備を図るとともに、有線通信システムや携帯電話、衛星携帯電話等の無線通信システムも含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

なお、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、国、道、町、消防本部を通じた一体的な整備を図るものとする。

- (3) 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運営等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。
- (4) 情報通信手段の施設については、平常時から設備の機能を維持するための定期的な点検を実施するとともに非常通信の取扱い及び機器の使用方法の確認を行う等して、運用管理体制の整備を図るものとする。
- (5) 無線通信システムの運用においては、混信等の対策に十分留意するため、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図ること。この場合、周波数割当て等による対策を講じる必要が生じた際は、北海道総合通信局と事前の調整を実施すること。また、通信輻輳時及び途絶時を想定した他の防災関係機関等との連携による通信訓練の参加に努めるものとする。

### 第2 災害時における災害情報及び被害報告等の通信方法

#### 1 通信手段の確保等

町及び防災関係機関は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を直ちに確保するため、



直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話(株)等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用により行うものとする。

なお、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保するものとする。

## 2 公衆通信施設の利用（主通信系統）

電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するものとする。

なお、災害時優先電話は、発信は優先されるが、着信については通常電話と同じ扱いとなることに留意することとする。

## 3 専用通信施設の利用（副通信系統）

### (1) 警察電話等による通信

砂川警察署の専用電話又は無線電話を利用して、通信相手機関に最も近い警察機関を経て行う。

### (2) 北海道電力株式会社の専用電話による通信

北海道電力株式会社送配電カンパニー滝川ネットワークセンターを経て行う。

## 4 専用無線施設の利用（副通信系統）

### (1) 奈井江町防災行政無線による通信

奈井江町防災行政無線（移動局を含む。）を利用して情報の収集及び応急措置命令の連絡通信を行う。

### (2) 消防無線による通信

砂川地区広域消防組合奈井江・浦臼支署及び消防車に設置されている無線を利用して情報の収集及び応急措置命令の通信を行う。

### (3) 北海道総合行政情報ネットワークによる通信

北海道総合行政情報ネットワークを利用して情報の収集及び伝達を行う。

### (4) 北海道地方非常無線通信協議会加入無線局による通信

北海道地方非常無線通信協議会加入無線局による無線を利用して情報の収集及び伝達を行う。

## 5 通信途絶等における措置

前3項に掲げる各通信系統をもって通信を行うことができないとき又は著しく困難であるときは、アマチュア無線に協力を要請し、その利用を図るとともに、自動車、徒歩等による広報伝達班員を派遣し、口頭等により伝達するものとする。

また、北海道総合通信局に対し、通信の確保を図るため、次の措置を要請する場合は、それぞれに掲げる事項を連絡するものとする。

### (1) 移動通信機器の借受を希望する場合

ア 借受申請者の氏名又は名称及び住所

イ 借受希望機種及び台数

ウ 使用場所

エ 引渡場所及び返納場所

オ 借受希望日及び期間

### (2) 移動電源車の借受を希望する場合

ア 借受申請者の氏名又は名称及び住所

- イ 台数
- ウ 使用目的及び必要とする理由
- エ 使用場所
- オ 借受期間
- カ 引渡場所

(3) 臨時災害放送局機器の借受を希望する場合

- ア 借受申請書の氏名又は名称及び住所
- イ 希望エリア
- ウ 使用目的
- エ 希望する使用開始日時
- オ 引渡場所及び返納場所
- カ 借受希望日及び期間

(4) 無線局の免許等の臨機の措置による手続きを要請する場合（無線局の免許等に必要な申請手続き及び当該申請に係る処分について、口答又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続きは、後刻加及的速やかに遡及処理する措置）

- ア 早急に免許又は許可等を必要とする理由
- イ アに係る申請の内容

連絡先 総務省北海道総合通信局防災対策推進室（直通電話）011-747-6451

### 第3節 災害情報等の報告、収集及び伝達計画

#### 第1 異常現象発見時の措置

##### 1 発見者の通報義務

災害が発生又は異常現象（局地的な豪雨、森林火災、異常水位、堤防の溢水又は決壊等）を発見した者は、速やかに役場（総務課）、警察署（交番）、又は消防署（支署）に通報するものとする。

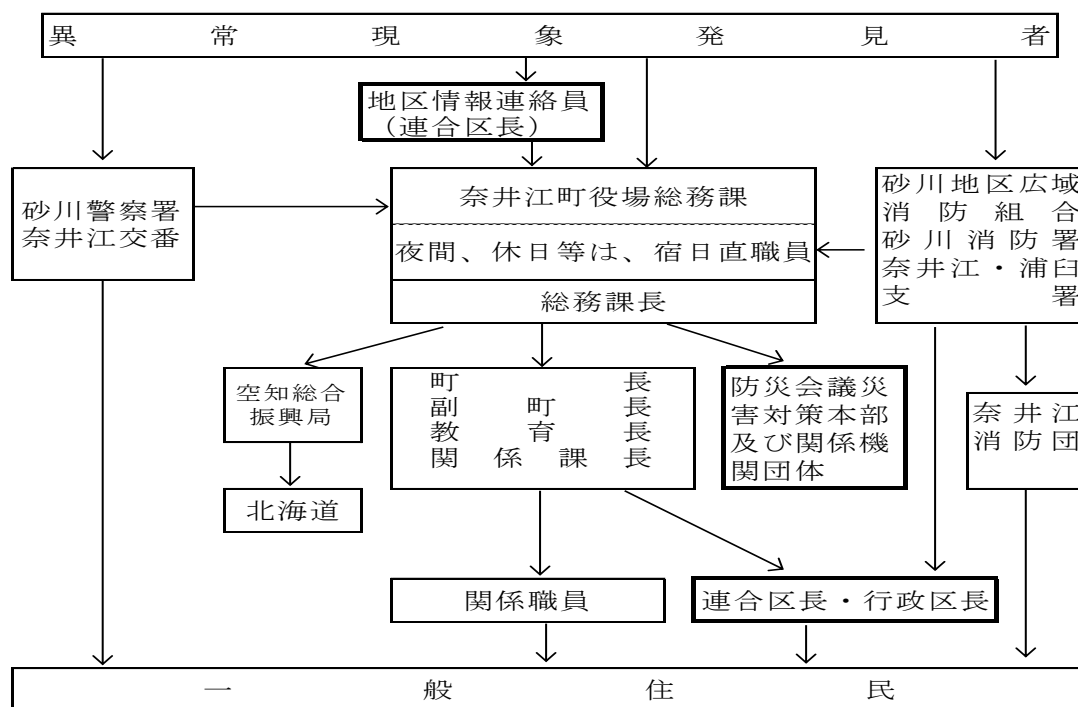
##### 2 警察官等の町への通報

異常現象を発見した者からの通報を受けた警察署（交番）又は消防署（支署）は、その旨を速やかに役場（総務課、本部設置後は総務対策部）に通報するものとする。

##### 3 町から各機関通報及び住民への周知

町長（本部長）は、災害の発生又は異常現象の発見の通知を受けたときは、災害の規模、内容等により関係機関等に通報するとともに住民に周知するものとする。

##### 4 宿日直職員が地域住民からの災害情報又は、被害状況を受理した際は、総務課長（不在のときは、総務課防災交通係長）に報告し、その指示により事務処理に当たるものとする。



#### 第2 地区情報連絡員

災害が発生し又は発生するおそれがある場合の情報収集の万全を期すため、各地区別の情報連絡員を置く（地区情報連絡員は連合区長とする）。

#### 第3 災害情報等の収集及び報告

##### 1 災害情報及び被害状況報告の収集及び連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。

町、道及び防災関係機関は、それぞれが有する情報通信施設及び伝達手段を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換する。

また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための情報の収集・連絡システムのIP化などに努める。

- 2 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況であっても、迅速に当該情報の道及び国（消防庁）への報告に努める。
- 3 災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、次に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき、その状況を空知総合振興局長に報告するものとする。
  - (1) 災害の状況及び応急対策の概要・・・発災後速やかに
  - (2) 災害対策本部等の設置・・・・・・・・・・災害対策本部等を設置した時直ちに
  - (3) 被害の概要及び応急復旧の見通し・・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで  
随時
  - (4) 被害の確定報告・・・・・・・・・・被害状況が確定したとき
- 4 町長（総務対策部）は、消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、「直接即報基準」に該当する火災・災害等を覚知した場合、第一報については、直接消防庁にも報告するものとする。なお、消防庁長官から要請があった場合、第1報後の報告についても引き続き消防庁に報告するものとする。

「直接即報基準」に該当する火災・災害

航空機、大型タンカー、列車等の交通機関の火災
石油コンビナート等特別防災区域内の事故
危険物（高压ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等）等に係る事故
原子力災害等
死者及び負傷者が15人以上発生した、列車、バスの衝突、転覆、転落等による救急・救助事故及び映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故及びハイジャック、テロ等による救急・救助事故及びその他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの
震度5強以上を記録した地震（被害の有無を問わない。）
ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災及び爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性のあるものを含む。）

- 5 町長（総務対策部）は通信の途絶等により知事に報告することができない場合は、直接、国に報告するものとする。

被害状況等の報告

区分	回線	平日(9:30~17:45) 消防庁応急対策室	休日・夜間(左記以外) 消防庁宿直室
	NTT回線		03-5253-7527 03-5253-7537 (FAX)

消防防災無線	90-49013 90-49033 (FAX)	90-49102 90-49036 (FAX)
地域衛星通信 ネットワーク	6-048-500-90-49013 6-048-500-90-49033 (FAX)	6-048-500-90-49102 6-048-500-90-49036 (FAX)

### 災害情報等報告取扱要領

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況（以下「災害情報等」という。）を空知総合振興局長に報告するものとする。

#### 1 報告の対象

災害情報等の報告は、おおむね次に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 人的被害又は、住家被害が発生した場合
- (2) 救助法の適用基準に該当する程度の場合
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われる場合
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し発展するおそれがある場合又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても振興局地域全体から判断して報告を要すると認められる場合
- (5) 災害状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められる場合
- (6) 地震が発生し、震度4以上を記録した場合
- (7) その他特に指示があった場合

#### 2 報告の種類及び内容

##### (1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害情報（別表1）により速やかに報告するものとする。この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告するものとする。

##### (2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く。）については除く。

##### ア 速報

被害発生後直ちに被害状況報告（別表2）により件数のみ報告する。

##### イ 中間報告

被害状況が判明次第、被害状況報告（別表2）により報告するものとし、報告内容に変更が生じたときは、その都度報告するものとする。ただし、報告の時期等について特に指示があった場合は、その指示による。

##### ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に被害状況報告（別表2）により報告する。

##### (3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

- (1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線により迅速に行うものとする。
- (2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表3のとおりとする。

別表1（2の(1)関係）

※ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報									
報告日時	月	日	時	現在	発受信日時	月	日	時	分
発信機関 (市町村名等)					受信機関 (市町村名等)				
発信者 (職・氏名)					受信者 (職・氏名)				
発生場所									
発生日時		月	日	時	分	災害の原因			
気象等の状況	雨 量								
	河川水位								
	潮位波高								
	風 速								
その他									
ライフライン関係の状況	道 路								
	鉄 道								
	電 話								
	水 道 (飲料水)								
電 気									
その他									
(1) 災害対策本部等の設置状況		(名 称)		(設置日時)		月	日	時	分設置
		(名 称)		(設置日時)		月	日	時	分設置
(2) 災害救助法の適用状況	地区名		被害棟数		り災世帯		り災人員		
	(救助実施内容)								

応急措置の状況	(3) 避難の状況	自主避難	地区名	避難場所	人数	日時
		避難勧告				
		避難指示				
	(4) 自衛隊派遣要請の状況					
	(5) その他措置の状況					
(6) 応急対策 出動人員	(ア) 出動人員			(イ) 主な活動状況		
	市 町 村 職 員		名			
	消 防 職 員		名			
	消 防 団 員		名			
	その他（住民等）		名			
その他	(今後の見通し等)					

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別様に記載し報告すること。



別表2 (2の(2) 関係)

(その1)

被害状況報告(速報 中間 最終)

災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因		月 日 時 現在		
災害発生場所								
発信	機関(市町村)名				受信	機関(市町村)名		
	職・氏名					職・氏名		
	発信日時		月 日 時 分			受信日時		月 日 時 分
項目		件数	被害金額(千円)		項目		件数	被害金額(千円)
① 人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は補足資料で報告		⑤ 土木被害	河川	箇所	
	行方不明	人				海岸	箇所	
	重傷	人				砂防設備	箇所	
	軽傷	人				地すべり	箇所	
	計	人				急傾斜地	箇所	
② 住家被害	全壊	棟		道路		箇所		
		世帯		橋梁		箇所		
		人		小計		箇所		
	半壊	棟		河川		箇所		
		世帯		道路		箇所		
		人		橋梁	箇所			
	一部破損	棟		小計	箇所			
		世帯		港湾	箇所			
		人		漁港	箇所			
	床上浸水	棟		下水道	箇所			
		世帯		公園	箇所			
		人		崖くずれ	箇所			
	床下浸水	棟		計	箇所			
		世帯		漁船	沈没流出	隻		
		人			破損	隻		
③ 非住家被害	全壊	公共建物	棟	計	隻			
		その他	棟	漁港施設	箇所			
	半壊	公共建物	棟	共同利用施設	箇所			
		その他	棟	その他施設	箇所			
	計	公共建物	棟	漁具(網)	件			
		その他	棟	水産製品	件			
				その他	件			
			計	件				
④ 農業被害	農地	田	流失・埋設等	ha	⑦ 林業被害	林地	箇所	
			浸冠水	ha		治山施設	箇所	
		畑	流失・埋設等	ha		林道	箇所	
			浸冠水	ha		林産物	箇所	
	農作物	田	ha	その他		箇所		
		畑	ha	小計		箇所		
		農業用施設	箇所	林地		箇所		
		共同利用施設	箇所	治山施設		箇所		
		営農施設	箇所	林道		箇所		
		畜産被害	箇所	林産物		箇所		
その他	箇所	その他	箇所					
計			小計	箇所				
			計	箇所				

（その2）

項 目		件 数	被害金額（千円）	項 目		件 数	被害金額（千円）	
⑧ 衛生被害	水 道	箇所		⑪社会教育施設被害	箇所			
	病院	公 立	箇所		⑫社会福祉施設等被害	公 立	箇所	
		個 人	箇所			法 人	箇所	
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所		被害	計	箇所	
		し尿処理	箇所		⑬その他	鉄道不通	箇所	
火 葬 場	箇所		鉄道施設	箇所				
計	箇所		被害船舶（漁船除く）	隻				
⑨ 商 被 害	工 害	商 業	件			空 港	箇所	
		工 業	件			水 道	戸	
		そ の 他	件			電 話	回線	
		計	件			電 気	戸	
⑩ 公 立 文 教 施 設 被 害	小 学 校	箇所		ガ ス		戸		
	中 学 校	箇所		ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所		
	高 校	箇所		都 市 施 設		箇所		
	その他文教施設	箇所						
	計	箇所		被 害 総 額				
公共施設被害市町村数		団体		火災発生	建 物	件		
り災世帯数		世帯			危 険 物	件		
り災者数		人			そ の 他	件		
消防職員出動延数		人		消防団員出動延人員		人		
災 害 対 策 本 部 の 設 置 状 況	道（総合振興局）							
	市町村名	名 称				設置日時	廃止日時	
災 害 救 助 法 適 用 市 町 村 名								
補足資料（※別様で報告） ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害（個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱注意 ○応急対策の状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況                      ほか								

別表3 被害状況判定基準

被害区分		判 断 基 準
① 人 的 被 害	死 者	<p>当該災害が原因で死亡した遺体を確認したもの。又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。</p> <p>(1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2) A町のものが隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。)</p> <p>(3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し町の調査と警察調査が一致すること。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	重 傷 者	<p>災害のため負傷し、1ヶ月以上医師の治療（入院、通院、自宅治療等）を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	軽 傷 者	<p>災害のため負傷し、1ヶ月未満の医師の治療（入院、通院、自宅治療等）を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
② 住 家 被 害	住 家	<p>現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>(3) 住家は社宅、公宅（指定行政機関及び指定公共機関のもの）を問わず全てを住家とする。</p>
	世 帯	<p>生活の一つにしている実際の生活単位。寄宿舍、下宿その他これらに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舍等を1世帯とする。</p> <p>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>
	全 壊	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもので、</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	半 壊	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊部分が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもので、</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	一 部 破 損	<p>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもので、</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>

被害区分		判 断 基 準
② 住家被害	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③ 非住家被害	非住家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共施設とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置等とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は住家に準ずる。
④ 農業被害	農地	農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流失した状態をいう。 (2) 埋没とは、その筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上、土砂が堆積した状態をいう。 (3) 被害額の算出は、農地の原形復旧に要する費用又は、耕作を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない）、草地畜産物等をいう。
⑤ 土木被害	河川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分		判 断 基 準
⑤ 土 木 被 害	地すべり 防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩 壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道 路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋 梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港 湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁 港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下 水 道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
公 園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
⑥ 水 産 被 害	漁 船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中波、小破）の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社も含む）所有のものをいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
水産製品	加工品、その他製品をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。	
⑦ 林 業 被 害	林 地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林 道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林 産 物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	そ の 他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。

被害区分		判 断 基 準
⑧ 衛生 被害	水 道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病 院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清 掃 施 設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火 葬 場	火葬場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑨ 商工 被害	商 業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工 業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価額又は復旧額とする。
⑩公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう。（私学関係はその他の項目で扱う。） (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑪社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑫社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障がい者（児）福祉施設、知的障がい者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑬ そ の 他	鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄 道 施 設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	被 害 船 舶 (漁船除く)	ろ、かいのみをもって運行する舟以外の舟で、船体が沈没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	空 港	空港整備法第4条第1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうちピーク時の戸数をいう。
	電話(戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀等又は石塀の箇所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都 市 施 設	街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。